



各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社 代 表 者 名 代表取締役社長 中村 勝 (コード番号 3034 東証第一部) 問い合わせ先 執行役員 管理本部副本部長 緒方 伸一 T E L 03-6430-9060

# 内部統制システム構築の基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、 下記のとおり一部変更することを決議しましたのでお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されること、また、当社においても同日付けで運用を開始することを踏まえ、変更するものであります。

なお、変更箇所につきましては、下線で示しております。

記

# 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、企業理念を着実に遂行することを企業目的とし、法令、定款、「クオールグループ 企業行動憲章」、「役職員倫理規程」、「コンプライアンス管理規程」を遵守した高い倫理観に基 づく企業活動を推進している。
- ロ. 当社は、利益相反取引及び利益相反取引と疑われる取引について、事業推進上の制約を受けることなく、取引比率及び取引条件等においても、公正妥当な取引を行うよう、取締役及び監査役が常に監視している。
- ハ. 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任している。社外取締役及び社外監査役は、取締役の職務執行が機能する体制が整備・確保され、実践されているかを監視している。
- 二. 執行部門から独立した<u>内部監査担当部門</u>を設置し、当社における業務活動の適正性及び効率 性を監視している。
- ホ. 法令等遵守の統括機関としてのリスク管理委員会にコンプライアンス部会事務局を設置し、 当社及びグループ会社に対して企業倫理とコンプライアンスを徹底している。
- へ. 内部統制の統括機関としての内部統制委員会に内部統制部会事務局を設置し、所定の手続を 経て内部統制のモニタリング等を実施・評価、内部統制委員会にて審議の上社長に報告、取締 役会にて最終決定している。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき、適切に保存・管理を行っている。監査役会又は監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「全社リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保している。監査役会又は監査役は、必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができる。
- ロ. 大規模な災害、事故等の発生によるリスクに適切に対処するため、適宜迅速に対策本部を設置する。対策本部で<u>取扱うべきリスク、権限、活動内容等の詳細については、「危機管理(リスク管理)規程」において定める。</u>

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回定時開催し、年度予算の進捗状況を報告、対策を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適宜個別審議事項に対応している。
- ロ. 取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、執行役員制度を導入し、経営の意思決定をする取締役と、業務遂行の責任を担う執行役員を明確に区分し、効率的に業務を執行している。
- ハ. 別に定める「職務分掌規程」に基づき、迅速かつ効率的に業務を遂行している。

#### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 「クオールグループ企業行動憲章」、「役職員倫理規程」、「コンプライアンス管理規程」を当 社及びグループ会社における業務運営の倫理上・業務上の指針としている。
- ロ.経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社 経営の管理を行って<u>おり、グループ全体の業務が効率的に行われることを確保している。また</u> 業務上重要な事項が発生した場合には、都度当社に報告が行われる体制を構築している。
- ハ. 内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき、関係会社に対し、グループ統制の見地から、人事・資金面での影響度や連結決算の適正な実施等、定期的もしくは臨時的に監査している。
- ニ. グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容又は法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められる場合には、リスク管理委員会コンプライアンス部会の事務局である<u>総務担当部門</u>に報告する。コンプライアンス部会は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。また監査役は、意見を述べるとともに、当社取締役会にて改善策を求めることができる。
- <u>ホ.「危機管理(リスク管理)規程」において、リスク管理体制の適用範囲にグループ会社も含め、その損失の危険の管理を行っている。</u>

- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び、同使用人の取締役からの独立性に関する事項、同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - イ. 監査役の職務を補助すべき使用人を任命する必要がある場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。補助使用人が兼任で監査補助業務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないこととする。監査補助者の評価は監査役が行い、監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
  - 口. 監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - <u>イ.当社及びグループ会社の</u>取締役及び使用人は、当社<u>グループ</u>の業務又は業績に与える重要な事項について、<u>当社の</u>監査役に都度報告<u>することができる</u>。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、<u>当社及びグループ会社の</u>取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - <u>ロ. 監査役</u>に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制 を確保している。
- 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社及びグループ会社の取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
  - ロ. 内部監査担当部門は、定期的に監査役に監査結果を報告する。
  - ハ. 監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明及び報告を行わせるとと もに定期的に情報交換を実施する。
  - 三. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について 生じる費用又は債務の処理については、監査役の請求等により円滑に行えるものとしている。

#### 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制を維持するために「反社会的勢力対策規程」を定めている。社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、顧問法律事務 所等外部の関係機関とも連携をとりつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を確保している。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用している。